

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和7年（2025年）4月1日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

- 1 件名 水の情報誌「ウォータートーク」第63号・第64号製作及び配送業務
- 2 業務内容 別紙1業務仕様書のとおり
- 3 委託期間 契約締結日から令和7年12月5日（金）まで
- 4 入札条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 公告の日から本業務入札日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格審査を受け、参加有資格者名簿中の大分類「企画製作」の小分類「デザイン企画」に登録があり、市内に本社、本店を有する業者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - (5) 印刷工程（版下作製、製版、印版、印刷、製本）のうち印刷の主たる部分について第三者に委託し、又は請け負わせることなく本業務を履行する能力があること。
 - (6) 平成27年4月1日以降に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（配送業務除く）を締結し、履行した実績を有していること。
 - (7) 本件に係る入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続きが完了

し、入札参加資格を認められていること。

5 入札参加資格確認申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり入札参加資格確認申請書（第1号様式）に上記4（6）の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を添付し、下関市上下水道事業管理者に提出すること。

（1）提出方法 持参、郵送又はファクシミリによる。ただし、郵送の場合は書留郵便物に限り受け付けるが、申請書提出期限内に必着のこと。ファクシミリの場合は提出後、必ず担当者へ受取り確認を行うこと。

（2）提出期限 令和7年4月7日（月）正午までとする。

（3）提出・問合せ先

下関市上下水道局総務課総務係（担当 賀治・岩光）

〒750-8525 下関市春日町7番32号

（電話番号） 083-231-3121

（FAX番号） 083-231-3122

6 入札参加資格の確認結果

確認結果は、令和7年4月8日（火）までに入札参加資格確認通知書（第2号様式）でファクシミリにより通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

7 契約条項を示す場所及び日時

（1）場所 下関市上下水道局総務課

（2）日時 令和7年4月1日（火）午後2時から
令和7年4月7日（月）正午まで

8 仕様書、契約条項等に対する質問

（1）質問方法 ファクシミリによること。様式は任意とする。

（2）受付期限 令和7年4月7日（月）正午までとする。

（3）回 答 後日速やかに質問提出者のみに書面で回答する。

（4）送付先 下関市上下水道局総務課総務係
（FAX番号） 083-231-3122

9 入札の場所、日時

（1）入札日時 令和7年4月10日（木）午後2時

(2) 入札場所 下関市上下水道局本庁舎3階 入札室

10 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

11 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

12 無効とする入札

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札までに入札条件を満たさなくなった入札参加者のした入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 入札金額を加除訂正した入札
- (5) 入札事項に記載漏れ、誤字、脱字等があることにより意思表示が不明確である入札
- (6) 同一人物が同一事項に対して2通以上した入札
- (7) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札保証金が所定の額に達しない者のした入札

13 その他

- (1) 入札書など提出書類の記入に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 入札会場への入場は、1入札者につき、1名までとする。
- (4) 入札においては、入札書（第3号様式）を使用すること。また、入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (5) 代理人をして入札させるときは、その委任状（第4号様式）を代理人に持参させること。
- (6) 最も低い金額を入札した者を落札者とする。なお、不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め3回までとする。
- (7) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。

- (8) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認められた時は、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (9) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなった時又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。